

高齢者保健福祉計画

高齢者在宅福祉サービスについて

第2回策定市民委員会資料

令和5年9月7日

1 高齢者等緊急通報システム設置事業

(1) 目的

在宅の高齢者が、火災、急病等の緊急時に、迅速かつ適切な救護体制を確立することにより日常生活上の不安の解消及び人命の安全を確保することを目的とする。

(2) サービスの内容

自宅での火災・急病等の緊急時に、設置された緊急通報装置または携帯用ペンダントのボタンを押すことで直接消防本部に通報される。

(3) 対象者

緊急時の連絡が困難で、次のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らしの高齢者で、病弱であり緊急時に機敏に行動することが困難な方
- ②ひとり暮らしの高齢者で、生命にかかわる発作的な病気をお持ちの方
- ③ひとり暮らしで、重度の身体障がい者の方

(4) 設置条件

現在は、次のすべての条件を満たす場合に設置が可能。

① NTT回線であること

理由：NTTの機器を設置しているため

② アナログ回線であること

理由：デジタル回線では停電時の通報が不可能となるため

③ 固定電話であること

理由：機器が固定電話にのみ対応しているため

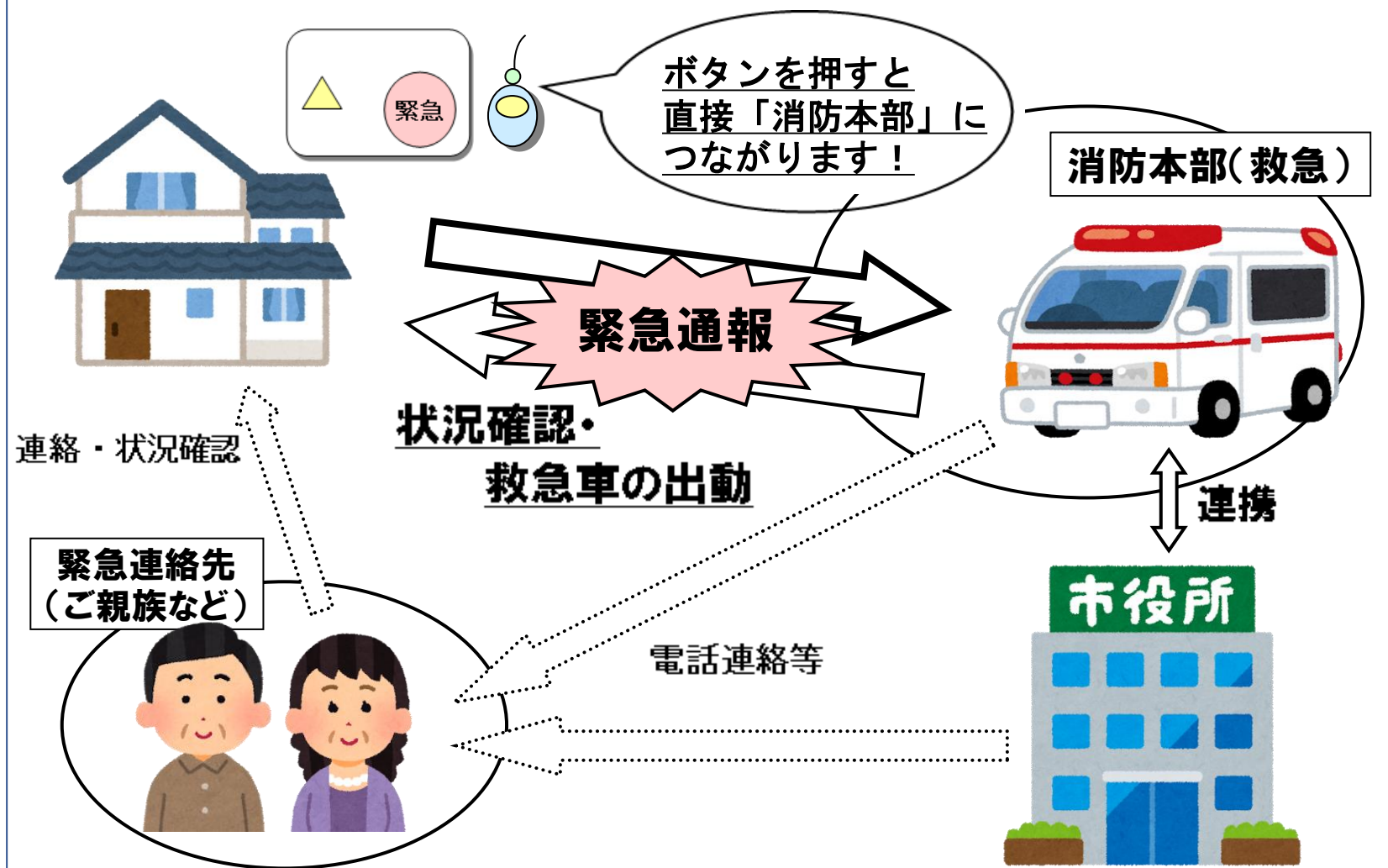
(5) 利用者負担

2,600円＋税（機器設置時にかかる電池代）

※電池交換における電池代（交換の目安は2年）

※通報にかかる通話料

(6) 緊急通報のイメージ



(7) 設置台数の推移

機器の設置台数は、スマートフォンの普及に伴い、年々減少している状況となっている。

(単位：台)

	H30	R1	R2	R3	R4
年度末設置台数	677	578	519	471	405
(新規設置)		47	49	48	38
(廃止)		146	108	96	104

～減少の主な要因～

いずれの年度においても廃止数が新規設置数の2倍以上あり、近年は新規設置数が減少しているため。

- ・ 新規設置数の減少理由…スマートフォンの普及により、固定電話を持つ方が減少しているため。
- ・ 主な廃止理由…「死亡」が廃止総数の約1/2、「転出」「施設入所」がそれぞれ約1/4

(8) 周知、広報の状況

- ① 釧路市ホームページ
- ② 「みんな安心」介護保険・高齢者福祉ガイド

(9) 道内他都市の実施状況

- ・ 高齢者等緊急通報システム設置事業の実施について
実施している 33市／実施していない 2市
- ・ 対応回線、機器について
アナログ回線 30市／デジタル回線 16市／携帯電話 7市
- ・ 通報先について
消防本部 17市／受信センター 20市／その他（親族等） 9市

《高齢者等緊急通報システム設置事業の論点》

- ・ 利用者が選択可能なサービスメニューの検討

2 家族介護用品支給事業

(1) 目的

家庭において重度の要介護者を介護している家族に対して、介護に必要なおむつやその他の介護用品を支給することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(2) サービスの内容

市指定の薬局・ドラッグストアでおむつ等の購入ができる月額6,250円の利用券を送付。

(3) 対象者

要介護4または5の在宅の高齢者を介護している同居の家族であって、介護者、被介護者ともに市民税非課税世帯の方

(4) 対象品目

- ・紙おむつ
- ・尿とりパッド
- ・使い捨て手袋
- ・清拭材
- ・ドライシャンプー

(5) 利用状況の推移

過去の利用状況に大きな増減はなく、ほぼ横ばいの実績となっている。

(単位：件、千円、人)

	R1	R2	R3	R4
利用件数	2,111	1,941	1,874	2,076
利用金額	13,427	11,857	11,455	12,661
実利用人数	273	273	265	289

(6) 事業を取り巻く状況

本事業は、地域支援事業における任意事業として国・道補助金の対象となっていたが、国は第6期計画時点で原則任意事業の対象外とした上で、第8期計画期間までは例外的な激変緩和措置として当該事業の対象としており、第9期以降は対象外となる見込み。

《家族介護用品支給事業の論点》

- ・今後の事業の必要性を含めたあり方の検討